



佐賀県公報

平成18年
5月22日
(月曜日)
号 外

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

- ◎佐賀県中小企業事業円滑化資金融資制度要綱の一部改正 (三五八・商工課) 一
- ◎佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱の一部改正 (三五九・") 一

○ 告 示

◎佐賀県告示第三百五十八号

佐賀県中小企業事業円滑化資金融資制度要綱(平成八年佐賀県告示第百六十四号)の一部を次のように改正する。

平成十八年五月二十二日

佐賀県知事 古 川 康

第三条中「引き続き六月以上県内に事業所を有し、かつ、引き続き六月以上県内において同一事業を営む中小企業者」を「県内に住居若しくは事業所を有する個人又は県内に本店若しくは事業所を有する法人である中小企業者で、客観的に事業を行っていることが明らかであるもの」に改め、「受けていないもの」の下に「に限る。」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎佐賀県告示第三百五十九号

佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱(平成八年佐賀県告示第百六十五号)の一部を次のように改正する。

平成十八年五月二十二日

佐賀県知事 古 川 康

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

第三条第一項中「引き続き六月以上県内に事業所を有し、かつ、引き続き六月以上県内において同一事業を営む中小企業者」を「県内に住居若しくは事業所を有する個人又は県内に本店若しくは事業所を有する法人である中小企業者で、客観的に事業を行っていることが明らかであるもの」に改める。

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 佐賀県知事 古川 康
平成十八年五月二十二日印刷及び発行

印刷所 株式会社 古川総合印刷
発行定日 毎週月水金曜日